

平成26年11月5日  
資源エネルギー庁  
柏崎刈羽地域担当官事務所

1. 原子力・エネルギー政策の見直し（エネルギー基本計画の具体策検討）

- (1) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 原子力小委員会  
（第7回）【10月2日開催】、（第8回）【10月27日開催】

各分野の有識者により福島復興再生の取組、原子力依存度低減の課題、安全性向上の追求、競争環境下における原子力事業等のあり方等について検討を行う。

第7回では、世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献について議論。第8回では、国民、自治体との信頼関係構築等について議論。また、事務局から廃炉会計制度の見直しに着手する方針が示された。

- (2) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会原子力小委員会  
自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループ（第2回）【10月28日開催】

原子力小委員会の傘下に設置したワーキンググループ。廃炉を含めた軽水炉の安全技術・人材維持等について関係者毎の役割を明確化したロードマップを作成するとともに、産業界が行う自主的安全性向上に係る取組を共有し改善策の取りまとめ等を行う。

第2回では、諸外国や国内電気事業者の原子力の自主的安全性の向上の取り組み等について議論。

- (3) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会（第5回）【10月15日開催】、（第6回）【11月5日開催】

各分野の有識者により、地域間連携線の増強、固定価格買取制度、技術開発促進等の再生可能エネルギーの導入拡大のあり方について検討を行う。

第5回では、立地自治体等関係者からのヒアリングを行うとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に当たって直面する課題（固定価格買取制度、系統問題）の整理等について議論。第6回では、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大の直面する課題と対応について議論。

- (4) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
新エネルギー小委員会系統ワーキンググループ  
（第1回）【10月16日開催】、（第2回）【10月30日開催】

電力会社による再生可能エネルギー発電固定価格買取制度の買取り保留を受け、中立的な専門家により、電力会社の接続可能量の検証、接続可能量の拡大方策等について審議を行う。

第1回では、地域間連系線の運用ルール現状と接続可能量の算定方法についての基本的考え方、第2回では接続可能量の算定方法や拡大策等について議論。

- (5) 総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会  
省エネルギー小委員会（第6回）【10月21日開催】

各分野の有識者により、デマンドリスポンス等需要抑制手法、省エネルギー技術開発等のあり方、指標設定等について検討を行う。

第6回では、デマンドリスポンスの取り組みと省エネ対策の費用対効果の考え方等を議論。

- (6) 電力システム改革小委員会  
制度設計ワーキンググループ（第9回）【10月30日開催】

電力システム改革の具体的な制度設計に関する検討・審議を行うためのWG。

第9回では小売全面自由化に係る詳細制度設計、法的分離に関する検討等について議論。

## 2. 高レベル放射性廃棄物の最終処分計画見直し

- (1) 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会放射性廃棄物ワーキンググループ  
第12回【10月23日開催】

9月30日に開催された最終処分関係閣僚会議において合意された、「科学的に適性が高いと考えられる最終処分候補地の具体的要件・基準等について専門家の更なる検討を進めること」を実施するため、本WGを再開。

第12回ではWGの進め方や国が提示する科学的有望地の位置付け等について議論。

## 3. 福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水処理対策

- (1) 廃炉・汚染水対策福島評議会（第5回）【10月20日開催】

廃炉・汚染水対策について地元関係者（自治体首長、商議所、農協、漁協他）へのさらなる情報提供・コミュニケーションの強化を図る。

第5回では廃炉・汚染水対策に関する情報提供・コミュニケーション、廃炉・汚染水対策の現状と今後の対応等について議論。1号機の建屋カバー解体工事開始等を報告。

- (2) 廃炉・汚染水対策現地調整会議（第14回）【10月27日開催】

政府原子力災害対策本部下に設置した現地会議。汚染水問題について現地の

政府機関、東京電力等関係者の情報共有、連携を強化し対策の具体的な進め方について検討を行う。

第14回会議では廃炉・汚染水対策の進捗状況等について議論。

(3) 陸側遮水壁タスクフォース (第13回) 【10月22日開催】

汚染水の量を抑制するために実施する陸側凍土遮水壁設置について、専門家による評価、進捗管理を行う。第13回では大規模実証事業の進捗、凍土遮水壁の閉合手順等について議論。

(4) トリチウム水タスクフォース (第10回) 【10月24日開催】

専門家によりトリチウム水の分離技術や放出リスクの評価について検討。第10回ではトリチウム水の浅地中処分に係る検討等について議論。

## 5. その他

(1) 電力需給検証小委員会 第8回 【10月17日開催】

2014年度夏季の電力需給の検証と2014年度冬季の需給見通しについて検討を実施。第8回では、電力需給検証小委員会報告書案について議論し、10月23日に報告書を公表。

<報告書概要>

2014年度冬季の電力需給見通しは、2011年度冬季並みの厳寒となるリスクを織り込んだ上で、電力の安定供給に最低限必要な予備率3%以上を確保できる見通しであるが、コスト抑制策やエネルギー減の多様化、調達源の多角化などに取り組む必要あり。

(2) 北海道電力電気料金再値上申請認可 【10月15日】

本年7月31日に北海道電力より申請のあった電気料金再値上げについて、外部専門家による審議やパブコメを実施し、申請内容の修正指示を行った上で認可。認可に際しては、原子力発電所の再稼働の状況等に応じ、順次値下げを実施することの条件を付与。

(3) 経済産業大臣から電気事業連合会会長に廃炉早期判断を要請 【10月17日】

運転開始から40年を超える老朽原発の依存度低減のため、早期判断を要請。

(4) 宮沢経済産業大臣現地視察等

①東京電力福島第一原子力発電所 【11月1日】

②九州電力川内原子力発電所及び鹿児島県知事等面談 【11月3日】

(以上)

委員ご質問への回答

平成26年11月5日  
資源エネルギー庁  
柏崎刈羽地域担当官事務所

Q： 第136回定例会（10月1日開催）エネ庁資料の4. 九州電力川内原発関連、  
（2）経済産業大臣から鹿児島県知事あてに、「政府が責任をもって対処していく」  
という内容の文書を9月12日に手交した。とあるが、責任を持つという表現が大  
変興味深いので、その文書の写しを次回の定例会で配布して欲しい。

（回答）

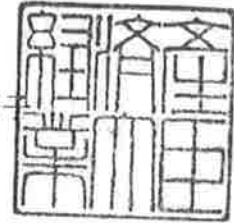
別添のとおりです。

経 済 産 業 省

20140910資第1号  
平成26年9月12日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎 殿

経済産業大臣 小渕 優子



九州電力株式会社川内原子力発電所の再稼働へ向けた政府の方針に  
ついて

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴職には、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝いたします。

原子力政策の推進に当たっては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を片時も忘れてはなりません。事故を真摯に反省し、被災された方々の心の痛みに誠実に向き合い、廃炉・汚染水対策と福島の復興・再生に全力で取り組んでまいります。

その上で、これを出発点に、いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の皆様の懸念の解消にしっかり取り組みながら、原子力規制委員会によって安全性が確認された原子力発電所の再稼働を進めてまいります。

ご承知のとおり、九州電力株式会社川内原子力発電所（以下、「川内原子力発電所」という。）については、平成26年9月10日、原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われました。これにより、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されました。

これを受けて、政府として、下記の方針に従って、川内原子力発電所の再稼働を進めていきたいと考えております。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を受けて、今なお、国民の皆様の中に原子力発電所の再稼働について不安の声があることは承知しています。こうした現状から決して逃げるのではなく、正面から向き合い、立地自治体等関係者の皆様

をはじめ、国民の皆様の理解や納得が得られるよう、丁寧に説明を尽くしてまいります。また、万が一事故が起きた場合には、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

安全性の確保を大前提に、低廉かつ環境負荷の少ないエネルギー・電力の安定供給が国民経済の健全な発展にとって重要であり、その意味で、安全性が確認された原子力発電所の再稼働は、国民の皆様の日々の暮らしや日本経済の活力にとって重要であると考えております。今般の川内原子力発電所の再稼働を進める政府の方針について、ご理解を賜るようお願い申し上げます。

## 記

1. 原子力については、エネルギー基本計画（平成26年4月11日閣議決定）において、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源であると位置付けるとともに、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準（新規制基準）に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進めることとしている。
2. 川内原子力発電所については、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする、独立した原子力規制委員会によって、新規制基準に適合すると認められ、原子炉設置変更許可が行われた。これにより、川内原子力発電所については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認された。  
したがって、政府として、エネルギー基本計画に基づき、川内原子力発電所の再稼働を進めることとする。
3. このような政府の方針について、エネルギー基本計画に基づき、政府として、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むこととし、新規制基準への適合審査の結果や、エネルギー政策・原子力政策の内容、原子力災害対策の内容などを丁寧に説明していく。
4. また、避難計画を含む地域防災計画について、政府として、計画の更なる充実のための支援やその内容の確認を行うとともに、計画の改善強化に継続して取り組んでいく。
5. 実際の再稼働は、今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可など所要の法令上の手続が進められた上で行われる。さらに、再稼働後についても、政府は、関係法令に基づき、責任をもって対処する。